

# 林業普及指導実施方針書

平成29年4月  
岐 阜 県

# 目 次

<b>1 趣 旨</b>	.....	<b>1</b>
<b>2 普及指導活動の課題と対応方針</b>	.....	<b>2</b>
(1) 健全で豊かな森林づくりの推進		
(2) 林業及び木材産業の振興		
(3) 人づくり及び仕組みづくりの推進		
<b>3 普及指導活動の方法に関する基本的事項</b>	.....	<b>4</b>
(1) 健全で豊かな森林づくりの推進		
(2) 林業及び木材産業の振興		
(3) 人づくり及び仕組みづくりの推進		
(4) 特用林産物の振興		
<b>4 林業普及指導員の配置に関する基本的事項</b>	.....	<b>7</b>
(1) 林業普及指導員		
(2) 林業革新支援専門員		
<b>5 林業普及指導員の資質の向上に関する基本的事項</b>	.....	<b>8</b>
(1) 森林総合監理士の養成・資質の向上		
(2) 林業普及指導員の養成		
(3) 段階的・系統的な研修の活用		
(4) 実践的な技術の習得		
(5) 技術交流の推進		
<b>6 その他林業普及指導事業の実施に関する基本的事項</b>	.....	<b>9</b>
(1) 事業実施に対する評価システムの確立		
(2) 関係組織等との役割分担および連携強化		
(3) 情報ネットワークの活用		

別添 資料【語句の説明】

# 林業普及指導実施方針

## 1 趣旨

本県の戦後造成された人工林の大半が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用するために、新たな木材需要の創出と県産材の安定的・効率的な供給体制の構築を図り林業の成長産業化を確立させることが重要な課題となっている。そのため、効率的かつ安定的な林業経営の確立、施業集約化等の推進、低コストで効率的作業システム等による施業といった取組を担う人材の確保と育成に取り組む必要がある。

国では、平成 23 年の森林法の一部改正に伴い森林計画制度を見直し、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱ルールを明確化し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができるようにするとともに、林業普及指導員の業務に市町村支援を追加した。

林業普及指導員資格制度においても、平成 25 年 4 月の森林法施行規則の一部改正により、資格試験を林業一般区分と地域森林総合監理区分に再構築し地域森林総合監理区分の合格者を森林総合監理士として登録する制度が開始された。

森林総合監理士（林業普及指導員）は、「地域の森林づくりのマスタープラン」に位置付けられた市町村森林整備計画の策定や実行の技術的支援と、森林経営計画の策定、実行、監理を行う施業プランナー及び認定を行う市町村への助言・指導を担っている。

本県職員の森林総合監理士は平成 28 年度で 57 名となったが、森林総合監理士（林業普及指導員）として、高度で幅の広いニーズに対応するため、普及指導活動方法の改善や林業普及指導員の資質の向上等が求められている。

本県の森林・林業施策は、平成 18 年に「岐阜県森林づくり基本条例」（以下、基本条例）を制定し、森林づくりの基本理念を「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」とし、次の 3 つの方針を示している。

- 県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくり
- 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業及び木材産業の振興
- 社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくり

その後、基本条例に基づき、「岐阜県森林づくり基本計画」が策定され、平成 29 年からは「第三期岐阜県森林づくり基本計画(H29～H33)」（以下、基本計画）が策定された。

この計画の中では「100年先の森林づくり」を新たな政策の柱として取り組むとともに、「生きた森林づくり」と「恵みの森林づくり」の取り組みを強化していく各種施策を展開しており、林業普及指導事業は「100年先の森林づくり」や木材生産拡大等に関する施策を重点的に推進する。

## 2 普及指導活動の課題と対応方針

林業普及指導事業は、森林研究所、森林文化アカデミーと密接な関係を保ち林業普及指導員が森林所有者等に対して林業に関する技術や知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の作成やその実現に必要な技術的援助等の支援を行う事業であり、地域の実情に応じた森林の整備・保全や林業経営の合理化等の重要な役割を果たしている。

本県では、環境を重視した森林を守って、活かす取り組み「恵みの森林づくり」と自立的な林業経営を目指す取り組み「生きた森林づくり」に基づき、「恵みの森づくりプロジェクト」「水源林保全プロジェクト」「木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト」「森林経営合理化プロジェクト」「優良県産材倍増プロジェクト」の5つのプロジェクトを核とした施策推進のため林業普及指導事業の推進を図ってきた。

平成24年からスタートした森林経営計画制度において、林業普及指導員が市町村の認定事務や施業プランナーが行う計画作成支援を行った結果38,291ha(H24~27)の間伐が実施された。しかしながら切り捨て主体の間伐から搬出間伐への間伐形態の変化等もあり、目標としていた62,000ha(H24~28)へ達することは難しい状況となり継続した取り組みが必要である。

また、拡大造林期に植栽された人工林の大半が単伐期施業から長伐期施業への転換が図られているため引き続き間伐を推進する必要がある。

一方で、5ha未満の所有規模が全体の9割を占めるなど、零細な森林所有者が多く、森林境界も明確でないことから施策推進の障害となる等、多くの課題を抱えている。

木材需給拡大では、「木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト」「森林経営合理化プロジェクト」「優良県産材倍増プロジェクト」を取り組んだ結果、木材生産量は32.5万m<sup>3</sup>(H22年)であったのが43.8万m<sup>3</sup>(H27年)と11.3万m<sup>3</sup>増加した。木材需要はH23年度に稼働した合板工場、H26年度に稼働した木質バイオマス発電施設、H27年度には大型製材工場が稼働する等、県内需要が大幅に増加したことからの生産量の増大を図るとともに県内の需要先に安定的に供給する体制づくりが求められている。

人づくり及び仕組みづくりの推進では、主に施業プランナーの実践活動に関する指導と支援や各種研修を通じ森林技術者の育成に取り組み、施業プランナー71人、森林技術者を370人養成したが、離職者が多く森林技術者の人数は1,109人(H24年)から947人(H27年)と162人減少しているため、計画的な森林技術者の確保・育成・定着を引き続き取り組む必要がある。

このような課題を踏まえ、今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、基本条例に基づく3つの方針を達成するため、業務の明確化・重点化として、

- ①健全で豊かな森林づくりの推進
- ②林業及び木材産業の振興
- ③人づくり及び仕組みづくりの推進

を3つの柱に掲げて、林業普及活動の効果的な推進に努める。

また、基本計画の中で位置づけられる「100年先の森林づくり」として

「100年の森林づくり計画(森林配置計画)策定プロジェクト」「100年

の森林づくり計画実践プロジェクト」、「100年の森林づくり計画人材育成・技術開発プロジェクト」や、「清流」環境の保全・活用として「地産地消型木質バイオマスエネルギー活用プロジェクト」、林業の成長産業化の推進を目的とした「国内外への県産材需要拡大プロジェクト」を行なうことから、林業普及指導事業としても積極的に推進する。

### **(1) 健全で豊かな森林づくりの推進**

豊かな環境・文化を育む森林をつくるため、偏った齢級構成を平準化させ持続的な森林経営を行うため主伐・再造林に取り組む事業者等を積極的に支援し森林の循環利用を進めるとともに水源林や里山林など多様な森林づくりを進めていく「100年先を見据えた森づくり」に取り組む。

また、100年の森林づくり計画（森林配置計画）を地域のマスタープランとなる市町村森林整備計画に反映させる取り組みを行う。

森林経営計画では、木材生産林を広域にカバーできるよう施業プランナーが行う計画作成と計画区域拡大につなげる指導を行い木材生産量の増大を図るとともに、長伐期施業に対応した間伐が計画されるよう指導する。

また、森林経営計画区域の拡大につながるよう森林境界を明確化する活動の支援を併せて行う。

### **(2) 林業及び木材産業の振興**

木材生産対策として主伐・再造林対策を積極的に推進し、低コスト造林技術や伐採から植栽までの一貫作業システムの導入支援、獣害対策について支援を行う。

生産されるA材、B材から、C・D材までの森林資源を一体的に取り扱う供給体制の確立を図る連絡調整を目的とした会議、調査等を行い、木材生産情報の共有を図る。

地域の状況に応じた壊れにくい路網開設、架線集材技術の導入に対して支援を行う。

また、雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画に基づき事業改善を図る事業者や木材生産の拡大・効率化を図る事業者の取り組みを支援する。

### **(3) 人づくり及び仕組みづくりの推進**

林業事業者の経営の安定化を図ることが重要であり森林総合監理士、施業プランナー、現場技術者としてのフォレストワーカー及び森林作業道作設オペレーターの4つの人材の育成と、その連携について取り組む必要がある。

また、地域が主体となった森林づくりを進めるため、平成29年度から育成する地域森林監理士と今後は連携して取り組む必要がある。

特に100年先の森林づくりを見据え、主伐・再造林に対応できる人材の養成に力を入れる必要がある。

また、地域のリーダー役となる自伐林家、林業グループ、森林技術師会、林業関係団体等の活動についても引き続き支援する。

### 3 普及指導活動の方法に関する基本的事項

普及指導活動の課題への取り組みに当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術、知識及び経験に基づき、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合的な視点に立って、効果的な普及指導活動を実施する。

その際、平成 23 年の森林法改正を踏まえて市町村に対する技術的な支援を積極的に行うとともに、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言等については、地域に密着した現場での活動を展開する。

#### (1) 健全で豊かな森林づくりの推進

##### ア 市町村森林整備計画の策定等の支援

###### (100年先の森林づくり計画の反映)

森林の有する多面的機能の持続的発揮と林業の成長産業化を図るためには、地域の森林の整備・保全や林業・木材産業の活性化の構想（ビジョン）を広域的・長期的な視点に立って描き、森林・林業関係者をはじめとする地域住民の合意形成を図ることが不可欠であるため林業普及指導員は策定や実行監理について下記事項について市町村の支援を行う。

- ◆「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」の策定の支援を行う。
- ◆市町村が市町村森林整備計画を樹立・変更する際には「100年の森林づくり計画（配置計画）」を踏まえたゾーニングになるよう指導する。
- ◆「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」の策定にあたって市町村が開催する地域検討会において助言するよう努める。【構想の実現】
- ◆効率的な森林施業に必要な路網整備の全体像と整備目標を明確化する支援を行う。
- ◆伐採及び伐採後の造林の届出制度や要間伐森林制度等の適切な運用について、専門的な技術や知識の面から指導・支援を行う。
- ◆森林・林業関係者をはじめとする地域住民との合意形成を図るためには、市町村森林管理委員会が森林・林業関係者と住民の合意形成の場としての機能を十分発揮されるように指導する。
- ◆市町村森林管理委員会が主体となって取り組む地域の課題を森林文化アカデミー、森林研究所と連携して技術的な指導・支援を行う。
- ◆地域森林監理士等と連携して市町村森林整備計画の樹立・変更を支援する。

##### イ 森林経営計画の作成・実行監理の支援

森林経営計画の作成及びこれに基づく森林施業が着実に実施されるよう、市町村や森林所有者、森林組合等の林業事業者との連携強化を図りながら下記事項について留意し巡回指導を行う。

- ◆木材生産林を広域にカバーできるよう、計画対象とする区分面積（林班計画・区域計画）を拡大する計画の策定を推進・支援し間伐の推進

を図る。(森林施業の団地化、集約化の促進)

- ◆森林病虫獣害対策を支援する。
- ◆生産性の向上につながる作業システムや路網整備の改善を指導する。

## ウ 主伐・再造林対策等技術普及

持続可能な森林経営を行うために齢級構成の平準化を図る必要があるため、主伐・再造林に取り組む事業体を林野庁中部森林管理局、森林文化アカデミー、森林研究所、大学等と連携し新たな技術の普及につながる研修会を行い、技術の普及や定着を図る。

- ◆育種・育苗等の研究成果を普及する。
- ◆伐採から植栽までを一貫して行う一貫作業システムの導入を支援する。
- ◆植栽の低コスト化が期待されるコンテナ苗の普及を行う。
- ◆植栽・保育の低コスト化技術の導入を支援する。
- ◆新たな育林技術を実践できる人材を育成する。

## (2) 林業及び木材産業の振興

地域の特性に応じた木材生産システムの導入や改善に関して下記の事項について林業事業体等の支援を行う。

### ア 効率的・安定的な供給体制の確立

- ◆架線集材技術や低コスト造林等の幅広い技術を有した森林技術者を育成する。
- ◆A材からB材、C・D材までの森林資源を一体的に取り扱う供給体制の確立に向け関係する事業体等を支援する。
- ◆「森林経営計画」に基づく木材生産等の連絡調整を目的とした会議、調査等を地域ごとに行い、木材生産情報の共有を図る取り組みに参画する。
- ◆原木の供給量を安定的に確保するため、効率的な搬出間伐と林内路網整備を支援する。
- ◆作業道の計画策定に当たり、森林施業にあった路網配置、将来の維持管理を見越した計画となるよう作設主体に対する指導を行う。
- ◆地域の地形・地質にあった安全で効率的な作業道の開設が実践できる人材を育成する。
- ◆林業普及指導員が県内の木材生産地情報を共有し、林業事業体間の連携と伐採専門チームの広域活動を支援する。
- ◆木材流通の合理化や流通コストの低減を図る取り組みについて支援する。
- ◆品質の確かな県産材製品の供給増加を図るため、ぎふ性能表示材等の需給情報を収集と製品の共同出荷する取り組みを支援する。

### イ 木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化

- ◆森林づくり基本計画で掲げる木材の製材及び乾燥技術等の木材加工に関する技術普及は、各農林事務所が行政窓口となり森林文化アカデミ

一の林業普及指導員が森林研究所と連携し指導・支援を行う。

### (3) 人づくり及び仕組みづくりの推進

効率的かつ持続的な森林経営を確立するため、林業経営に意欲的な自伐林家、森林所有者、林業研究グループ、森林組合等の林業事業体の経営者、施業プランナー、森林作業道作設オペレーター等の現場技能者を対象とした現地検討会や実践型研修・巡回指導等により、人材の育成・確保を図る。

#### ア 新規就業者の確保

- ◆林業への就業を促進するため林業事業体と連携し農林高校生等の林業体験や会社等へのインターンシップの取り組みを支援する。
- ◆新規就業者の確保及び定着を図るため、関係団体と連携し、基本的技術習得を支援する。
- ◆林業に関わる若手・女性の交流会開催などにより就業状況を把握し、登用拡大・活躍推進する事業体を支援する。

#### イ 森林技術者の育成

- ◆安心安全な職場環境を推進するため、かかり木処理、高性能林業機械の操作等に関する安全対策研修や巡回指導等を実施する。
- ◆森林技術者に対して、植栽と保育施業における低コスト造林技術の研修を開催する。
- ◆獣害対策のための施設設置や防除対策の研修を開催する。
- ◆高齢級人工林での間伐技術の研修等、長伐期施業に対応した研修を開催する。

#### ウ 施業プランナーの育成

- ◆森林経営に必要な基本的スキルを有する施業プランナーの育成、資質維持、専門性を高める研修を開催する。

#### エ 森林作業道作設オペレーターの育成

- ◆技術維持を支援するための研修会で指導する。
- ◆作業道等が発生源となる林地崩壊が発生した場合、現地検証や現地検討会で指導する。

#### オ 林業事業体の育成

- ◆研修会や座談会を通じて、安定した森林経営を支援・指導する。
- ◆自伐林家や小規模森林所有者等に対する森林整備や森林管理を支援する。
- ◆林業事業体が行う他の林業事業体や自伐林家等と連携した森林管理体制づくりを支援・指導する。



#### (4) 特用林産物の振興

農林家の重要な収入源となっている特用林産物の振興は、農山村地域における産業振興や雇用の確保に一定の役割を果たしているため、各農林事務所が行政窓口となり森林文化アカデミーの林業普及指導員が試験研究機関等と連携し下記事項について指導を行う。

- ◆特用林産物の生産者に対する栽培技術や品質管理法等の技術普及を行う。
- ◆需要の拡大に繋がるきのか類の新たな用途開発を情報提供する。
- ◆生産現場における生産コストの低減等を図る。

### 4 林業普及指導員の配置に関する基本的事項

地域の森づくりや林業の再生に向けた構想の策定・実現を図る上での基本的な取組課題を重点的かつ効果的に実施するため、林業普及指導員が地域に密着した普及活動が展開できるような適切な配置を行い、より効果的な普及指導活動を推進する。

#### (1) 林業普及指導員

林業普及指導員が地域の森づくりや林業の成長産業化に向けた構想の策定とその実現に向けた展開を地域で継続的に実施するため、各農林事務所を拠点に1名以上の森林総合監理士を配置するなど指導体制を確保するとともに、任用期間の長期化を検討する。

また、地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の策定・実現に必要な活動を効果的に実施するためには、森林計画、造林、林道等の関連する業務と一体的に取り組むことが重要であることから、それらの関係職員と連携した指導体制の整備を図る。

#### (2) 林業革新支援専門員

本県では、林業普及指導組織の中核的役割を担う林業革新支援専門員を森林文化アカデミーに設置する。

なお、林業革新支援専門員は森林総合監理士となるよう努める。

林業革新支援専門員の業務内容は、次のとおりである。

#### 業務内容

林業普及指導事業を総括する立場から、下記の項目に関する企画・調整、他の林業普及指導員への指導等を行う。

- ◆高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの導入や森林作業道開設技術など高度かつ先進的な取り組みを行う森林所有者や森林技術者等への支援
- ◆森林研究所が有する専門的な知見の活用や森林・林業に係る各種施策の普及等、研究・教育・行政機関との連携強化
- ◆森林総合監理士の育成研修を補完する県独自の研修等による林業普及指導員の計画的な資質の向上

## 5 林業普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

森林総合監理士に求める能力は、下記に示すとおりである。

『地域の森林づくり』

- ◆市町村職員に対する指導者として
  - ・森林・林業・木材産業の実態と森林に対するニーズを把握する。
  - ・森林の活用と地域全体の森林づくりを構想できる。
  - ・望ましい森林の姿に誘導するため、機能別にゾーニングする。
  - ・ゾーニング毎に施業方法を決める。(森林配置計画を含め)
  - ・林業専用道の配置を計画する。
  - ・長期的な木材需要量を予測する。
  - ・地域における林業・林産業の活性化ビジョンを策定する。

『個別団地の森林づくり』

- ◆森林施業プランナーに対する指導者として、
  - ・個別の団地で目標林型や施業方法を決定する。
  - ・森林作業道の配置と事業体の能力に見合う最適な作業システムを指導できる。
- ◆現場管理を行うフォレストマネージャー等に対する指導者として
  - ・現場で作業システムの改善や丈夫で簡易な森林作業道作設を指導できる。

これらの能力を習得するため、国の研修を活用する理論の体系的な習得と県独自に行う実践的な技術の習得により、資質の向上を図る。

### (1) 森林総合監理士の養成・資質の向上

平成 26 年度から登録が始まった森林総合監理士は平成 28 年度末に 57 名(県職員)となった。

林業普及指導員全員が森林総合監理士等として活動するため今後も継続して森林総合監理士の養成に取り組むが、今後は市町村森林整備計画の策定支援とその実現に必要な活動の推進や森林経営計画の作成・実行支援等を林業普及指導員が高いレベルで担うことができるよう資質の向上を図るため研修等を行う他、国主催研修へも参加する。

### (2) 林業普及指導員の養成

今後、林業普及指導事業を維持するため受験資格を得た若手職員に対して林業普及指導員の資格取得を促すとともに資格取得に向けた支援を行う。

### (3) 段階的・系統的な研修の活用

各地域の多様な実情に応じた効果的な普及指導活動を行うための技術・知識、林業革新支援専門員としての業務に必要な知識の習得を目的として国が行う段階的・系統的な研修を積極的に活用する。

#### **(4) 実践的な技術の習得**

森林総合監理士の育成研修等の内容を補完する県独自の林業普及指導員に行う研修の開催、100年の森林づくり計画（森林配置計画）を市町村森林整備計画へ反映させる等、林業普及指導員として市町村森林整備計画の作成や実行監理支援を通じ資質向上を図る。

#### **(5) 技術交流の推進**

林業普及指導事業の実施に当たっては、高度化かつ多様化した技術・知識が林業普及指導員に求められていることから、林野庁中部森林管理局、森林文化アカデミー、森林研究所や他県の林業普及指導員及び高い技術を有する事業者や関係団体等と地域の課題に対する研修会など技術交流を行い、林業普及指導員全員の資質向上に努める。

### **6 その他林業普及指導事業の実施に関する基本的事項**

#### **(1) 事業実施に対する評価システムの確立**

林業普及指導事業を効率的かつ効果的に展開するためには、普及活動の内容・成果をこれまでと異なった視点も加えた広い視野から適切に評価し、次の目標の設定、活動体制等に的確に反映することが重要である。

県下4ブロックの林業普及指導員が発表する地域の課題に対する普及活動の実績を外部の有識者から意見を聴収し、その結果を普及実施計画及び普及活動に反映させる。

#### **(2) 関係組織等との役割分担および連携強化**

林業普及指導事業の効果的な推進を図るため、試験研究機関、林野庁中部森林管理局、普及関係団体など森林・林業の施策の推進に関連する組織・機関等との役割分担を明確にしつつ、これらの関係組織等と密接に連携した取り組みを行う。

森林整備や林業経営等の各分野において先進的な技術・知識を有している指導林家、林業技士、林業研究グループ、森林技術師会や森林ボランティアのリーダー、既に民間が先導して優れた情報提供や技術指導を行っている税務・労務及びキノコ種菌等の分野における民間の専門家等を林業普及指導協力員等として活用する。

また、森林施業プランナー等の森林技術者の横のつながりをコーディネートする役割も果たす。

#### **(3) 情報ネットワークの活用**

普及指導を図るべき技術・知識、施策及び林業経営の先進的事例等の情報は、林業普及指導員や森林所有者等の間でインターネット等を活用することにより、迅速な情報交換や必要となるデータベースの蓄積を図るとともに、広く一般に向けて森林・林業・木材産業について、最新の話題等の情報の提供を行う。

別添 資料

【語句の説明】

林業普及指導員	森林法第 187 条に基づき配置され、地域の林業関係者のまとめ役となって、森林・林業に関する技術や知識、情報等を地域の人々に伝えるなど、地域林業の発展のために働く林業普及指導員資格制度一般区分の資格及び森林総合監理区分の資格を有した都道府県職員
森林総合監理士	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点にたつて地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施できる、林業普及指導員資格制度の森林総合監理区分の有資格者。通称フォレスターと称される。
林業革新支援専門員	林業普及指導事業による国及び都道府県の重要政策の推進等を図る上で林業普及指導組織の中核的役割を担う林業普及指導員。
地域森林監理士	地域が主体となった森林管理・経営に必要な専門的な知識等を有する人材である。 森林総合監理士や施業プランナーと連携して、市町村行政では専門的知識等を生かして実務を補完し、私有林経営においては、持続的な林業経営効率的な現場へプランニングの助言等を行う。
施業プランナー	森林所有者に対して路網計画、間伐方法等の森林施業の方針、事業収支等を示した施業提案書を作成・提示して施業を受託し、現場技術者への指示・管理等を行うまでの森林施業の集約化を実践するとともに、「森林経営計画」の作成、実行・進捗管理を担う。
フォレストワーカー	林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得し、高い生産性・安全性を確保しながら現場作業を行える者
森林作業道作設オペレーター	林業機械の走行を想定した丈夫で簡易な森林作業道を地形、地質等の条件に応じて作設するものであり、求められる仕様の道を作設できる土工技術と現場の条件に応じて最終線形を判断できる能力を有する者
森林技術師	岐阜県が呼称する指導林家、林業師、林業作業士等の資格を持っている森林技術者の総称
林業グループ	森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動をする自主的なグループ
指導林家	林業を取り巻く厳しい情勢の中においても、他の者の模範となるような先進的な林業生産活動を展開している都道府県知事が認定した意欲的な林家